

平成29年11月定例会 総務委員会（付託）

平成29年12月5日（火）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時17分）

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成30年度に向けた県民環境部の施策の基本方針について（資料①）
- 「新たな基金」の創設について（資料②）
- 保育所等入所待機児童数（速報値）について（資料③）

田尾県民環境部長

この際、3点御報告させていただきます。

まず、お手元にお配りの資料1を御覧ください。

平成30年度に向けた県民環境部の施策の基本方針についてでございます。

県民環境部においては、とくしま総活躍プロジェクトの推進を通じ、全ての県民が活躍できる社会の構築を目指し、各部局との連携も図りながら、限られた財源を重点的・効果的に各種施策に活用できるよう努めてまいりたいと考えております。

そこで、来年度の予算編成に向け、県民環境部の施策の基本方針や方向性について三つの柱で整理いたしております。

一つ目の柱といたしましては、「県民総活躍を支えるプロジェクト」の推進でございます。

まず、夢を叶えるための切れ目ない支援、希望出生率1.8を実現といたしまして、結婚支援の強化に向け、マリッサとくしまを核とした更なる出会いの場の提供に取り組むとともに、待機児童解消に向けた保育提供体制確保による受皿拡大を図るべく、認定こども園や保育所の整備をはじめ、市町村・事業所との連携強化や、保育士の勤務環境の改善に努めてまいります。

加えて、社会全体で子育てを応援する機運を高めるため、男性の育児参加や子育て応援活動を促進するなど、子育てしやすい環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

一方、厳しい環境にある子供の未来を応援すべく、就業・生活面での支援をはじめ、ひとり親家庭への支援の拡大、本年8月に国が示した新しい社会的養育ビジョンを踏まえた家庭的養育の推進にしっかりと取り組んでまいります。

また、一步先の未来を創造する人材の育成に向け、多様な主体と連携し、女性活躍の更なる裾野拡大と人材育成を進め女性活躍の好循環の実現につなげるとともに、若者が自ら地域の課題を解決できるよう実践的な手法を学ぶ機会を提供し、地方創生の若手リーダー

育成に取り組んでまいります。

さらに、県民総活躍の実現に向けた課題解決といたしまして、増大する児童虐待をはじめ、性暴力やDVなど子供・女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、全力で取り組むとともに、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、国や市町村、関係団体等と連携を図りながら、地域の実情に応じた実効性のある人権施策を推進してまいります。

加えて、NPO法人相互の新たなつながりの構築を支援することにより、県民の参加と協働による社会貢献活動を促進してまいります。

続きまして二つ目の柱となる、徳島ならではの「文化・スポーツレガシー」の創出でございます。

まず、未来につなぐ文化プログラムの展開といたしまして、本県の強みである「あわ文化4大モチーフ」と「あわ三大音楽」の更なる魅力の向上に向け、歴史的に育まれた価値と誇りの継承にしっかりと取り組むとともに、県民の皆様と一体となり、人も地域も輝く取組を展開してまいります。

加えて、県民一人一人が主役となる県民の活躍の場の充実を図るため、文化芸術の裾野の拡大と次代への継承はもとより、県民の文化活動の環境整備にも積極的に取り組んでまいります。

また、スポーツレガシーの創出と競技力向上を目指し、来年度のウェイクボード世界選手権大会から4年連続で開催される国際スポーツ大会を見据え、スポーツへの関心と競技力の向上を促進するとともに、質の高い競技環境の確保をはじめ、様々なスポーツ大会の受入体制の整備に取り組んでまいります。

さらに、文化・スポーツを通じた国際交流を推進すべく、国内外から日本、徳島県へ注目が集まる好機を捉え、スポーツツーリズムへの取組を加速させるとともに、国内外に向けた「あわ文化」の魅力発信に積極的に取り組んでまいります。

加えて、国際スポーツ大会を通じたレガシーの創出に向け、外国人受入体制の充実や国際交流の機会の創出に努めてまいります。

続きまして三つ目の柱となる、「環境首都・とくしま」が世界をリードでございます。まず、脱炭素社会の実現、適応策・緩和策の両輪といたしまして、気候変動に適切に対処する適応策の法制化を見据え、本県の取組が我が国のスタンダードとなるよう、「適応策を主流に！」を徳島から発信するとともに、「みんなで進める！緩和策」といたしまして、民生部門の温室効果ガス削減に向け、脱炭素型ライフスタイルへの転換を図ってまいります。加えて、エコでエシカルな消費行動を促し、県民総活躍の機運の醸成にしっかりと取り組んでまいります。

また、自然エネルギー・水素エネルギー活用の新未来へといたしまして、自然エネルギーの導入を加速すべく、災害に強い自然エネルギーの普及を図るとともに、水素グリッド構想の具現化に向け、新たなモビリティへの展開や民間事業者の活動の促進に取り組んでまいります。

さらに、新未来を見据えた循環型社会の実現といたしまして、まず、3Rや災害廃棄物における市町村との連携強化に努め、廃棄物適正処理体制を推進するとともに、有害物質等対策といたしまして、PCB廃棄物の期限内処理の加速化や災害時のアスベスト対策、水銀に関する水俣条約への対応を図ってまいります。

最後に、美しく豊かなとくしまの環境を新未来へといたしまして、東京オリンピック・パラリンピックに向けた自然公園の魅力アップ、豊かな海を次世代へと継承する「とくしまのSATOUMI（里海）」づくりの推進を通じ、美しく魅力あふれる環境の継承と発信に取り組んでまいります。

また、コウノトリをはじめとする希少野生生物の保護や、県民生活に影響を及ぼす特定外来生物の早期発見・駆除を進め、生物多様性の推進と特定外来生物対策の充実を図ってまいります。

これらの施策を揺るぎなく前進させることで、県民が総活躍し、徳島県から一億総活躍社会を実現できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

県民環境部の平成30年度に向けた施策の基本方針については、以上でございます。

続きまして、新たな基金の創設についてでございます。

資料2を御覧ください。

文化立県とくしま推進基金及びスポーツ王国とくしま推進基金につきましては、本県の文化・スポーツ行政の推進エンジンとして重要な役割を担ってまいりましたが、去る6月定例会、9月定例会での御論議を踏まえまして、その事業内容及び成果の十分な検証ができるよう、基金の透明性を高める改善策について検討を重ねてまいりました。

その内容につきまして、御報告させていただくものでございます。

まず、両基金につきましては、今年度をもって廃止することとし、1の方針に記載のとおり、2020年に迫った東京オリンピック・パラリンピックはじめ、国際スポーツ大会を契機とする文化・スポーツのレガシー創出と未来への継承に向け、数年先を見据えた事業展開を着実に推進するため、新たに条例に基づく基金を創設したいと考えております。

このため、次期2月定例会におきまして、基金の設置に係る条例案を御提案させていただくとともに、新基金を財源とする事業につきましては、平成30年度当初予算案において計上させていただきたいと考えております。

来年度の当初予算案につきましては、現在、編成作業が始まったところではありますが、現時点における新たな基金事業の案といたしましては、2の平成30年度基金活用事業案に記載のとおり、まず文化事業につきましては、①あわ文化可能性創造事業といたしまして、県内文化活動を進化させ「あわ文化」の新たな可能性を探るため、文化団体へのアドバイザー派遣や試行イベントの実施。次に②あわ文化巡回展実施事業といたしまして、障がい者芸術などの新しい才能や地域資源を掘り起こして県内で巡回展示。③阿波おどり魅力発信事業といたしまして、海外主要都市で本場徳島の阿波おどりを披露し、その魅力を広く発信。また④あわ文化創造支援事業といたしまして、県民の皆様の文化活動の充実に向けて、二度の国民文化祭開催の成果をレガシーとする「あわ文化」の担い手育成や、文化活動の実績を生かした新たな挑戦、障がい者芸術などに光を当てた新たな才能の発掘、ハード整備も対象とする地域で受け継がれる文化資源の再生と活用、「第九百周年」の成果の継承と発展などの取組を対象とする文化団体等への支援策の拡充について、検討しております。

続きまして、スポーツ事業につきましては、①競技力向上事業といたしまして、東京オリンピック・パラリンピック等への選手輩出と国体順位の向上に向けた支援体制の強化。②国際スポーツ大会レガシー創出事業といたしまして、来年度のウェイクボード世界選手

権大会から4年連続で開催される四つの国際スポーツ大会を見据えた受入体制の整備やキャンプ地誘致の実現に向けた取組について、検討しております。

今後は、これまで以上に予算や決算の御審議など、県議会のチェックを頂きながら県民の皆様とともに、次代に誇る文化・スポーツのレガシー創出に向けた取組を加速させてまいり所存であります。

また改めまして、次期2月議会におきまして、新たな基金の設置に関する条例案、平成30年度一般会計当初予算案といたしまして、基金造成額及び基金事業費につきまして御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、保育所等入所待機児童数の速報値についてでございます。

資料3を御覧ください。

本年10月1日時点の本県における待機児童数は、昨年と比べ9人増の217人となっております。

市町村ごとの内訳は、記載のとおりでございます。

県におきましては、引き続き保育所等の整備や国が進める企業主導型保育事業の活用による受皿の拡大を図るとともに、保育士確保の取組を強化し、待機児童解消に向け取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

井川委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

樫本委員

それでは、何点かお伺いしたいと思っております。

まず、とくしま記念オーケストラの関係ですが、6月定例会での嘉見会長、そして9月定例会での重清議員、また今定例会で岡本議員がそれぞれ代表質問をいたしました。また、この総務委員会でも質疑が毎回のようにございました。従前の基金による文化・スポーツ事業は廃止をし、新たに条例による基金の創設を行うということで改善策が示されたところであります。

今、資料2に基づいて説明も頂きました。これまで指摘した資金の透明性の確保に向けて、議会のチェックをいかに高めていくかということ念頭に、様々な方策が検討されたことと思っております。大変、時間も多く費やしておりますので、しっかりと検討されておると思っております。

今回、条例による基金の設置によって、これまで県の外部で執行されていた仕組みは廃止をし、これは岡本議員が2文字で表現しなさいということで廃止をするということになり、今後は全て県予算案として議会に示し、審議を得た上で執行することになったと。この見直し案については、一定の評価をしたいと思っております。

条例での基金設置というのは、単に事業のために財源を確保するという視点からの意味

だけではなく、将来に向けての県の重要な施策の方向性や大きな取組の決意、あるいは思いを表すものであると私は考えております。県が、将来を見据えて文化・スポーツ行政を推し進めるに当たって、今後の事業を県民とともにしっかりと取り組んでいくんだという思いや決意、覚悟を形にして示されようとしているのだと思います。その条例案については、2月に示したいというお話でした。それぐらい、やっぱり条例というのは重みのあるものだと思います。

そこで、まず県として、条例に基づく基金を設置する意味についてどう考えているのか、お伺いをしたいと思います。

#### 板東県民環境部次長

条例に基づく基金の意味ということでございます。

樫本委員からのお話にありましたとおり、これまで6月、9月と様々な御論議を頂く中で、我々といたしましても、透明性をいかに高めるかということと、これまで行ってきた事業の柔軟性をやはりある程度保ちたいという思いの中で、あらゆる対応策を検討してまいったところでございます。

この度、条例による基金を設置するといった方針を示させていただいたところでございまして、やはり文化・スポーツとも事業実施におきましては、数年先を見据えた形で必要な財源を確保するといった点を重要な位置付けと考えているところでございます。それに当然、これまでの御指摘を踏まえまして、資金の透明性の確保といったことで条例による設置により、予算、決算など議会のチェックを頂きながら、事業を進めると結論付けたところでございます。

それで、先ほど委員からも、条例の重みのお話がありました。知事からも答弁があったと思いますけれども、本県といたしましても、国際スポーツ大会を目前に控える中で、その成果を後の世代に残すことは、人口減少の中で待ったなしの分野であると考えております。未来への継承に向けた県施策の思いや決意を条例の形でお示しさせていただくとともに、県民が主役となって、県民の皆様とともに今後事業を効果的に実施することで、条例の重みをしっかりと受け止めて今後、施策の展開をしてまいりたいと考えております。

#### 樫本委員

今の答弁によりますと、4点ぐらいあったと思うんです。前の基金と同じように事業実施に向けて必要な財源を確保する、予算事業についての議会のチェックを受けること、国際スポーツ大会などを一つの契機として今後は文化・スポーツのレガシーの創出、また未来への継承などを挙げられてございます。これは、それでいいのではないかと思うわけでございます。

次に、今回の資料1に平成30年度に向けた県民環境部の施策の基本方針の中で、徳島ならではの「文化・スポーツレガシー」の創出、県民の活躍の場の充実について、文化芸術の裾野の拡大と次代への継承というのがございます。これまでは、クラシック音楽に偏りがあったと。その反省からもっと裾野を広げて、より愛好家に、それぞれの部門で活躍しようとされる方、楽しもうとされる方に一層、楽しんでもいただくという方向転換だろうと思います。

これも良いのではないかと思うわけですが、ここで、新たに条例で設置される基金について、条例の目的を明確にさせていただきたいと思います。

それから、スポーツと文化の二つ基金があったわけなんですけど、これはそのまま二つの基金として残されるのかどうか、お答えさせていただきたいと思います。

#### 板東県民環境部次長

施策の基本方針につきましては、先ほど部長から御説明いたしましたとおり、バランスの取れた事業展開について、今後、予算編成過程の中で十分検討してまいりたいと考えております。

それと、条例の設置目的でございますけれども、先ほども御答弁させていただきましたが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックをはじめといたします4大国際スポーツ大会が予定され、文化・スポーツともに重要な局面を迎えていることから、今後の世代にレガシーを創出する取組を加速させることを、目的として掲げたいと考えております。

なお今後、条例につきましては、法務担当部局と条文等について詳細な検討を進めてまいりたいと考えております。

現在、外部に文化とスポーツの基金を設置して、それぞれ事業を実施してございますけれども、ただいま御説明させていただいたような趣旨の、条例という形で考えております。条例は1本で、それぞれ融合させる形での事業展開が可能といったことを想定しております。

#### 樫本委員

条例の目的としては、文化・スポーツの取組の結果をしっかりと出していくんだということで、これはこれで良いんだと思うのですが、文化・スポーツの基金は一つにする、統合するんですね。一つの基金にする、目的といいますか意図といいますか、メリットというのは、どんなところがありますか。

#### 板東県民環境部次長

当然、それぞれ基金という形でお願ひする関係上、数年先を見据えた事業展開の計画的なもの、目安といったものは、文化・スポーツそれぞれ検討する必要があると思います。

ただ、今後の事業展開の中で年度に応じて、それぞれ必要な額が文化・スポーツ間で動く場合も想定されます。また当然、文化とスポーツを融合する形での今後のイベント、あるいは事業等の展開も想定してまいりたいと考えております。

より効果的に展開するため、一つの基金にしたいと考えております。

#### 樫本委員

文化は文化、スポーツはスポーツとしてレガシーを出すのでなくて、両方融合させた形で結果を出していきたいということから一つにすると、こういうことだろうと思います。良く分かりました。

それでは、基金事業の充実、見直しの話があったのですが、新しい取組となる部分や特に強化したい部分があれば教えていただきたい。これは、資料2に書かれていることがそ

うなんでしょうか。

#### 板東県民環境部次長

先ほど御説明させていただきました資料2も参考に御覧いただきたいと思います。

まず、文化事業の基本的な考え方といたしましては、これまでの国民文化祭を契機としました成果を引き続き継承することとし、あわ文化4大モチーフ、あわ三大音楽についても進めてまいりたいと考えております。

その中で、①にございますように文化団体に対して我々も現場の方々と話をする中で、こういった点でもう一つ後押しなり協力があれば、もっと良いものができるといったような意見も様々頂いております。そうした中で例えば、アドバイザー的な者を派遣するとか団体の方々と一緒になって、イベントを実施したりといったものができるかと考えております。

④が団体への支援事業の内容になっておりますけれども、これまでの助成事業の内容を、より皆様方のニーズに合った形で取り入れたいと考えております。例えば、地域で様々な活動をする場合に、今までは基本的にソフト事業のみを対象としていた部分がございますけれども、施設の小修繕的なもの、あるいは空き店舗で設備の修繕と一緒にやりたいといったものについても、何か御支援ができないか。また、今後パラリンピックの活動も出てまいりますので、障がい者芸術の部分にも光を当て、新たな才能の発掘についても推進してまいりたいと考えております。

なお、この内容につきましては、現在、財政当局等とも検討を進めているところでございまして、具体的な補助率等につきましては検討を終えた後、当初予算の段階でまた御説明させていただきます。また、現在も文化立県とくしま推進基金を、文化団体にいろいろ活用していただいているところでございます。その辺も十分、視野に入れながら、事業の活動に支障をきたさないよう、できるだけ丁寧に御説明させていただきたいと考えております。

#### 佐川県民スポーツ課長

新たな基金で行いますスポーツ事業につきまして、重点的に取り組む点といたしましては、まずは3年後に迫りました東京オリンピック・パラリンピックを見据えまして、県民の誇りとなります世界レベルの選手の輩出と、今年度開催されました愛媛国体での課題も踏まえまして、障がい者スポーツも含めました競技力の向上に取り組みますとともに、引き続き競技環境の整備、ハードの整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国際スポーツ大会に向けた受入体制の整備とキャンプ地誘致に向けた取組といたしましては、これまでの誘致対象国とのスポーツ交流等の成果をしっかりとキャンプ地の誘致の実現につなげてまいりますとともに、本県で開催されます競技につきましては着実な準備と機運醸成に努めてまいりたいと考えております。

#### 樫本委員

ただいま文化事業とスポーツ事業、それぞれお答えを頂いたわけでございます。

まず文化事業について、ちょっと具体的にお伺いをしたいのですが、④あわ文化創造支

援事業は、県民の文化活動の充実に向けて文化団体等への支援策の拡充、これは非常に良いことだと思います。

徳島県は、私の地元でも非常に文化活動が活発です。吉野川市文化協会というのがあって、幅広い活動をしております。ほかにも徳島新聞のカルチャー教室もありますし、公民館活動もやっていますし、非常にきめ細かなサービス体制ができておまして、これから移住するのだったら吉野川市がいいというぐらい、やっぱり地方創生には文化が大事なんです。これを大切にしないといけない。今、アクティブシニアがいっぱいおります。私もその1人で文化的には少し遅れておりますが、今後は文化を楽しみ心豊かな人生を送りたいと思っておるんですが、いわゆる議会活動が忙しいので、なかなかその時間はないのですが、今後そういう生活を目指しております。

あわ文化創造支援事業は、アクティブシニアへの支援のためにも大変、重要な施策だと思います。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そして、障がい者芸術にも光を当てるといふ新たな才能の発掘も、大変良いことだと思います。これも私の町には、知的障がい者の方に太鼓演奏の喜びを創出するために、一生懸命活動している太鼓奏者がいらっしゃいます。また、こういった所への御支援も頂きたいと思います。障がい者にスポットを当てるといふことは、その地域が本当に優しい、いわゆる人権を尊重した優しい地域であるということから、これも地方創生につながると思います。

それから、ハード整備も対象とするということで少し答えられていたのですが、空き店舗などを活用したハード設備というような印象を受けました。地域の実情に合った身近な所に、そういう施設、拠点をつくられるということは非常に良いことで進めていただきたいと思います。しかし、県の拠点となる、そこへ行けばあらゆる文化を楽しめるという、創作活動もクラフトもできる、踊りもダンスもできる、こういう場も一つ拠点として核として要るのではないかと思うのですが、そこまではまだ考えてないのですか。

#### 板東県民環境部次長

基金の活用事業の中のハード施策の部分かと思います。

我々といたしましては、④あわ文化創造支援事業につきましては、助成金を対象としたと考えております。これまでも文化立県とくしま推進基金を活用する中で、それぞれメニューがございまして、上限額、補助率等も違ってはいますが、その辺は今後、基金の総額、造成額とも絡んでくるところではございますけれども、これまで以上に内容あるいは件数も増やせるような形で今、財政当局等も含めて相談させていただいているところでございます。

ただ、樫本委員からお話のありました、県有施設とか大々的に改修とかいったところまでは現在、我々としては想定してないところでございます。例えば、商店街と申しましたけれども、農村舞台をはじめとしてその改修をすることによって活動の場が広がる、今まで使われていなかった部分が改修することによって使用可能になるとか、そういった部分については、この基金で提案していただき審査によって公平に採択することで、ある程度の公平性、競争性を高め、実施していただければと考えているところでございます。



## 樫本委員

私は、新しい建物を次々と建ててくださいとは決して申しません。県にも、余裕のある施設、空いた施設がたくさんあります。小学校も中学校もありますし、統廃合でいわゆる組織の機能強化などで警察においてもありますし、地域を見回してみるとたくさんあります。この既存ストックの活用の中で、ハードの整備をしていただければと思うわけでございます。

それから、ハードの次にはソフトです。文化を楽しむためには、文化のレベルを上げるためには、指導者が必要でございます。指導者の育成、確保も併せて考えていただきたいと思えます。

次は、スポーツ事業のほうでございますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックへの選手輩出と、いつも最下位クラスの国体順位の向上に向けた支援体制を強化していくとこういうことでございます。知事が県体育協会の会長を務めているのですから、しっかりとやってくださいね。是非、頑張ってください。

競技力向上事業にも、競技力向上のための環境（ハード）と書いてあります。是非、これもハード整備はやっていただきたい。その一つが、今回提案されております鳴門の芝の張り替えでしょうね。ほかにも、柔道、剣道、合気道の施設も、団体が今ハード整備として求めておりますので是非、考えていただきたいと思えます。それぞれ一つ一つでなくて三つの道が一つのハードでやる競技は楽しめて競技力向上になりますので、是非これも考えていただきたい、検討していただきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

次に、新たに創設する基金の財源はどうするのかということ、先ほど少し出ていましたけど財政当局と折衝中であるということでございますが、今までは宝くじの資金を充当しておりました。これからは、それはもう使わないんですか、いわゆる一般財源から充当するのですか。

## 板東県民環境部次長

樫本委員から、財源についての御質問を頂いております。

今、お話のとおり現在、予算編成作業が始まったところでございまして、財政当局とすれば多分、地方財政対策が出てない段階ですので、なかなか財源の話というのは難しい部分があると思えますけれども、我々といたしましては、これまで宝くじの収益金という形で使わせていただきましたけれども、文化立県とくしま推進基金を活用した事業といたしましては、それなりに先駆性あるいはモデル性の高い事業に基金を活用する形でやっております。今後は、より県民の方々に能動的になっていただきたいということもございまして、できれば一般財源でも造成費に充てていただけたらとは思っております。財源の部分につきましては、経営戦略部と今後、十分に検討させていただけたらと考えております。

## 樫本委員

財政当局としっかりと折衝をしていただいて、多くの予算を取っていただいて、文化・スポーツ立県と言われる徳島県になるように頑張ってください。

それから、文化立県とくしま推進会議とスポーツ王国推進会議の存在でございますが、これは皆さん方が、いわゆる外部団体で事業する上においてプラスの効果があったわけですが、この組織というのは、今後どのような扱いになるのか、残るのか残らないのか、どんなふうに考えていらっしゃいますか。

#### 板東県民環境部次長

推進会議につきましては、文化・スポーツとも、行政が主体ではなく外部の方の意見を取り入れる趣旨で、文化でありますと約20名の方々に委員になっていただきまして意見をお聞きする、非常に重要な役目を果たしていただいたところでございます。

今回、外部の基金を廃止するという方針でございますけれども、推進会議のメンバーの方々につきましては、これまでかなり御尽力、あるいは活性化をさせていただくような御協力等を頂いたところでございます。

条例化するに当たって、この会議を条例に位置付けるか、あるいは現在、要綱で事業を実施するというのもございますので、要綱を見直す必要があるんですけれども、いずれにしても何らかの形で引き続き、我々の事業に御意見を頂くような形で関与させていただきたい。新たな形で、メンバーも入れ替えるか、追加するかといったことも議論になるかと思っておりますけれども、文化行政の意見を頂く機会ということは、何らかの形で残させていただければと考えております。

ただ、このまま外部に置くかどうかというのは、引き続き検討させていただきたいと考えております。

#### 樫本委員

引き続き検討させていただきたいということですが、これはやはり答弁にあったように、行政だけではこんな事業はできません。県民に裾野を広げるのですから、やはり県民の意見をしっかりと専門家の意見を聞いてやったほうがいいと思います。だから、推進会議は残すべきだと思います。今日まで、県の文化行政を推進する上において支援者でもあったし、推進エンジンにもなった部分があります。したがって、推進会議は残して、まだ基金条例の条文の中にも位置付けをしっかりと書くぐらいの方法が良いのではないかと思いますので、検討させていただきたいと思うところでございます。

さて、私も文化行政について、いろいろと意見を述べてまいりましたが、もう議論は尽くされたのかなと、新しい方向も示されましたし、一定の方向も示されようとしております。条例による基金も創設して、透明性を持ってやっていくということも表明されました。どうか理事者におかれましては、基金が条例化されるこの重みをしっかりとかみしめて、今後の文化行政が透明性を持って、そして県民から信頼の置けるやり方でしっかりと進めていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

もう1点伺います。環境首都とくしまが世界をリードするという話でございます。

この質問について、今定例会の代表質問の中でもFCV、水素エネルギーのことが出てまいりました。空港での、JALの荷役作業の中にフォークリフトが利用され、そのエネルギーは水素でやるんだというお答えであったんですが、環境首都とくしまが世界をリードするのは、水素エネルギー政策であろうと思っております。

いわゆる地球温暖化対策に向けての大きな切り札となるのが、水素エネルギーだということが進められております。先月の11月14日と思いますが、水素グローバルエキスポ in とくしまというのがアスティとくしまで行われました。私は時間の都合上、見る事ができなかったのですが、簡単に報告をお願いします。

#### 岡島自然エネルギー推進室長

先月の14日にアスティとくしまにおきまして、水素グローバルエキスポ in とくしまということで、水素エネルギーを活用いたしました最新の機器類や技術を展示、紹介をし、広く県民の事業者の皆様へ、水素の有用性あるいは優れた環境性ということを御体感いただくとともに、水素を通じた新たな産業振興を見据え、新たなビジネスチャンスの創出の足掛かりとすることを目的として開催させていただいたところでございます。

水素グローバルエキスポ in とくしまの中身でございますけれども、四国初上陸となる燃料電池バス、いわゆる水素バスの展示をさせていただいたところでございます。また、水素を使って最新の技術を展示するブースを、約20社の業者さんに出展いただいたところでございます。また、同じく水素の最新技術や将来性をテーマといたしました基調講演、小学校、中学校、高校生の皆様から水素をいろいろ使ったポスターでありますとか、キットを使ったアイデアを募集しましたコンクールの表彰式でありますとか、燃料電池フォークリフトの展示、燃料電池自動車の試乗会という、盛りだくさんの内容で行ったところでございます。約1,200名の方がお見えになりまして、水素エネルギーを御体感いただいたところでございます。

あわせて、その翌日11月15日から19日までの5日間にかけて、環境活動連携拠点でございますエコみらいとくしまからの発着で、燃料電池バスの試乗会を開催したところ、次代を担います子供さんから大人の方まで約300名の方に御試乗していただいたところでございます。

#### 樫本委員

究極のエネルギー、水素を活用した脱炭素社会の実現を、徳島県が環境首都として世界をリードするんだというふうなことでございます。

燃料電池バスの試乗会もされたということで、燃料電池バスについては6月定例会の私の代表質問の中でも、確か2020年を目途に導入したいという話でございました。バス事業者に補助金を打って、購入していただくとしているというお話であったと思うんですが、徳島空港で荷役作業にフォークリフトを使ってやるんです。このバスを、徳島市内の路線バスとして走らせても余り効果がないと思います。当然、県民の皆様へ知っていただくのはいいのですが、公共交通機関として徳島市内におけるバスの利用者というのは極めて少ない。私がいつも思うのは、徳島空港と徳島駅とを結ぶリムジンバスの搭乗率が、一番いいと思うんです。

そして、県外の方が徳島空港へ着いたら、徳島空港は貨物の荷役作業のフォークリフトも水素エネルギーだと、また都心部への移動についても水素エネルギーを使ったバスが走っていると。これは、非常に環境首都とくしまをアピールするにはもってこいだと思います。是非この運用については、徳島空港と徳島駅とを結ぶリムジンバスに当てていただ

きたいと思います。

#### 岡島自然エネルギー推進室長

ただいま樫本委員から、具体的に燃料電池バスの路線に徳島空港と徳島駅とをとという御提案を頂きました。徳島県水素グリッド導入連絡協議会の中に、バスの検討部会も設けてございますので、その中でもそういった案も出てくるかと思ひますし、今の樫本委員の御意見も参考に今後、検討していきたいと思ひます。

#### 樫本委員

よろしくお願ひします。

#### 山田委員

私のほうからも、とくしま記念オーケストラ問題を軸に聞いていきたいと思ひます。

質問に入る前に、委員長に要請があります。

当委員会では、6月の付託委員会において委員長から理事者に対して、当事業の不透明さが県民の不信を招いたことを肝に銘じて猛省を促すという趣旨の強い申入れが行われました。また、6月議会の閉会日の委員長報告にもこの点が盛り込まれました。議会としても確認されました。

ところが知事の、とくしま記念オーケストラは所期の目的を達し大団円を迎えるという発言です、驚きました。これは、県民の不信を招いたことに対する反省がみじんもなく、また委員長からの異例の申入れ、強い申入れを結果として無視した格好になっている。午前中の委員会でも名前が出ましたけれど、竹内元県議がいたらこんな発言にはならないだろうという思いを個人的には持ちました。

そういう意味で当委員会として、この知事の発言は看過できない。知事に、大団円発言の撤回と自らの責任を認めて県民と県議会へ謝罪するように、委員会として発議して、これは後でも結構ですから是非とも検討いただいて、こういう議会の意思、もちろん中身はいろいろありますけれども、こういう趣旨のことをすることが議会の役割として非常に重要になっていると思うので、後で御検討いただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

#### 井川委員長

検討させていただきます。

#### 山田委員

それでは、質問に入ります。

まず質問に入るに当たって、私の11月定例会の一般質問で、脱税事件は事業廃止に関係ないというようなことを言われてました。苦しい言い訳でしかないと思ひながら聞いていました。その中で知事は、所期の目的を達成した、前倒しで達成したという発言をされました。所期の目的とは何か、何をもって達成したのかということをお断りください。

吉成文化創造室長

山田委員から、とくしま記念オーケストラが所期の目的を達成したというところで、いわゆる所期の目的とは何だったのかということでございます。

とくしま記念オーケストラにつきましては、平成23年9月に二度目の国民文化祭の決定を契機に組織化されたオーケストラでございます。まずは、「第九」アジア初演100周年に向けてクラシック音楽に力を入れていこうと、クラシック事業を進めてきたところがございます。また、音楽文化の裾野を広げる取組も進めてきたところございまして、当初から考えておりました「第九」アジア初演100周年を今年度迎えることから、その在り方について検討するところであったところでございます。

山田委員

ずらしていますよね。実は目的は、はっきりと「あわ文化」を担う後継者育成だったはずです。新未来「創造」とくしま行動計画には、文化の担い手づくりに入っています。そうしたらこれが、所期の目的を前倒しで達成したのか。先ほど、樫本委員からも質問が出ました。裾野をこれから広げるという状況で、どうして所期の目的を達成したのか、はっきりその辺を言ってください。

吉成文化創造室長

所期の目的が、なぜ達成できたのかというところでございますが、第九演奏会につきましては、これまで、ホップ・ステップ・ジャンプと3か年計画で取組を進めてまいりました。若い世代の皆様にも合唱参加していただきまして、取組を進めてきたところがございます。また中学生、高校生の皆様に演奏指導を行うなどの取組も進めてきております。

こうした第九演奏会を3か年進めてきた取組が100周年の集大成を迎えるところでもございますので、そうしたことから区切りとして、目的達成という形に整理させていただいたところでございます。

山田委員

論理矛盾を起こしていますよ。所期の目的はいまだに道半ばという状況ですよ。行動計画の重点戦略でもないのに、なぜ前倒しして達成できるほど注力しなければならなかったのか、前倒しで達成できたということはそれだけ重点的に予算を投入したのか、それこそ予算の偏重をもたらした県政のゆがみのあかしではないかと思えます。

今年5月23日に公表した、新未来「創造」とくしま行動計画の平成29年度版の改善見直しについては、来年度、平成30年度のとくしま記念オーケストラのコンサート回数は年6回以上としている。今年度も6回以上となっていますけれども実績は、7月の2回と来年2月の1回となるのではないかと思うんです。つまり今年5月の時点では、今年度も来年度も前年度と同様の目標で、とくしま記念オーケストラコンサートを開催する予定だったけれども、その後半年くらいの間で、所期の目的が達成できたという判断に至ったのはどうしてか。議会にも何も説明がなかったですよ。どうしてか端的にお答えください。

## 吉成文化創造室長

繰り返しの御答弁になりますけど、今年度、ホップ・ステップ・ジャンプと3か年続けてきた第九演奏会が、区切りとなる100周年を迎えるところでございます。もちろん今年度、とくしま記念オーケストラの在り方につきまして検討を進めていたところでございまして、5月の段階ではまだその結論に至ってなかったというのが実際の状況でございます。

そうしたことから、今年度、第九演奏会を節目といたしまして、とくしま記念オーケストラを終演することとして、また新たなステージで事業を進めてまいりたいという結論に至ったところでございます。

## 山田委員

苦しい答弁が続いています。今年3月には、新未来「創造」とくしま行動計画の平成29年度版の改訂を我々議会が議決いたしました。3月です。半年の間で劇的に状況が変わったのですか。変わったのなら、変わったということを具体的に言ってください。

## 吉成文化創造室長

何が変わったのかというお話でございしますが、私が申し上げておりますのは、ホップ・ステップ・ジャンプと3か年、第九演奏会の開催を進めてまいりました。そうした演奏会の集大成を今年度迎えるということとございまして、今年度以降のとくしま記念オーケストラの在り方につきまして、今年度ちょうど検討するタイミングであったというところでございます。

そうしたことから、一つの区切りを付けて、また新たなステージで事業を進めていくといった形で、今後進めていきたいということとでございます。

## 山田委員

今、るる言っているけれども、どうして行動計画に6回と掲げられているのか。もし、それ以前から目標が達成される見込みと考えていたのだったら、平成29年度版を改訂したときに、当然それは反映されている。しかし、反映されてないということで、その5月の時点では検証できてなかった。その後、検証したということとで言っていたわけですね。

今年度のコンサート回数を減らして、来年度は廃止という目標が議会に示されていたら別ですよ。そんな痕跡がどこかにありましたか、吉成室長。示されましたか。いろいろ検討していると、6月議会でも9月議会でも言われてきました。その中に、こんな検討がされてきたということがありましたか。続けるかどうか、大事な問題の一つですよ。

7月の定期演奏会は9月議会で、基金を11月議会でという答弁がありました。この流れから併せて、とくしま記念オーケストラをどうするかということは常に問題になってきたわけです。ということから見たら、当然議会のほうにもそのことを含めて、今年度はコンサートを3回しか開催しない、来年度についても行動計画はこうなっているけれども残念ながらそうならないというような説明が議会にあったら別ですよ。どこかで、そういう答弁をされましたか。

吉成文化創造室長

これまで議会に、とくしま記念オーケストラの廃止に至る経緯について説明したかというところでございますが、これまでは検討をずっと進めてきたところでございまして、議会にこうした説明は十分できていなかったかも分かりません。

ただ、ちょうど「第九」アジア初演100周年と節目の年に当たり検討を進める中で、来年度の事業の在り方について検討をして、こうした結果に至ったということでございます。

山田委員

結局、我々は報告を全く聞いていません。この間、そうしたら何が変化したのかということ。

ここはキーワードになるんですけど、結局、川岸氏が脱税事件で摘発されて、とくしま記念オーケストラ事業から外れたこと。つまり、とくしま記念オーケストラ事業の不透明な事業費の流れや数々の疑惑が浮き彫りになり、これ以上続けられなくなったのではないか。あるいは、川岸氏が外れたのでそもそも、とくしま記念オーケストラ事業を続ける必要がなくなったということになっていくのではないか。

当然、県民から見たらこういうふう思うし、脱税事件と今回の問題が深く関連してる。そこへ、しっかり県として目を向けないと県民の皆さんの疑念など払拭できませんよ。今言った指摘は、どうですか。

吉成文化創造室長

繰り返しの御答弁になって大変申し訳ございません。「第九」アジア初演100周年に向けて平成27年度からポップ・ステップ・ジャンプと3か年続けてきた、第九演奏会メモリアルコンサートが今年度節目を迎えるということでございます。

こうしたことから、来年度の事業について音楽事業をどう進めるかについて、今年度検討を進めることとしておりました。そうした中で、今年度の第九演奏会を最後に、とくしま記念オーケストラは終演すると結論付けたところでございます。

山田委員

答弁のやり取りがこういうような状況で、県民の皆さんから見て、いったいどう思うだろうか。私は吉成室長の言っていることが、やはり県民には通じないというように思います。

さらに、質問を続けます。先ほどの榎本委員からの質問と関係もあるんですけども、推進会議は残したいということです。いずれも知事がトップです。この推進会議と、実は今回廃止される基金とは非常に不可分の関係がある。

そういうことからしたら、この基金は、推進会議と含めてやっぱり廃止をすべきだと。それは県民の皆さんにとっても当然のことだと思います。推進会議にも、やっぱり重大な疑惑の目が向けられている。収支報告等々を見ても、いい加減な収支報告で、億単位のお金が動いているわけですから、推進会議はやはり今回の両基金の廃止とともに、一旦廃止するという流れが当然ではないですか、どうですか。

板東県民環境部次長

推進会議の存続のお話でございます。先ほど樫本委員にも御説明させていただきましたが、これまで推進会議の担っていただいた役割につきましては、我々としては、非常に有り難い部分もございましたし、大変御協力いただいたというところでございます。

今後の推進会議の在り方につきましては、その位置付けについて、そもそも条例で位置付けできるかどうかも含めて現在検討しております。ただ、メンバーにつきましては、入替えも含めて検討することになると思いますけれども、せっかく国民文化祭を契機につくった関係団体、関係組織の一つであります。事業執行につきましては今後、県で直接予算を計上してすることになりますので、ある意味、諮問的な機関ということで関わっていただけるような組織としたいと考えております。

山田委員

つまり、諮問機関的に運営するということですが、必要なのでしょうか。

さらに、もう一つ私がふに落ちないのは、この文化立県とくしま推進基金あるいはスポーツ王国とくしま推進基金を運営する上での、県庁内の職務専念義務の免除です。ずっと言ってきました。本来の業務はこの間だけ停止して、推進会議の業務に当たるということをしてまいりました。実は、文化もスポーツも一課丸ごと職務専念義務の免除と、非常に県庁の中でもレアケースになっているわけですが、この職務専念義務の免除は解消されるのですか。

板東県民環境部次長

推進会議の事業執行のお話でございます。現在、外部の団体であります推進会議に設置されました基金の執行につきましては、県の業務の推進に密接な関係があるということでございまして、公務以外に業務に携わる場合に当たる職務専念義務の免除手続を行った上で、山田委員からお話のように、複数の職員に従事させる形をとっております。

その意味といたしましては、例えば支出、各経費を担っている関係で、同一の者が全部携わるクローズな世界ではなくて多くの職員目のチェック、多重にチェックをかけられるような体制をするということで、可能な限り円滑な事務を実施しているところでございます。

ただ、今後新たに設置する基金によりまして、当然、全ての事業につきまして県予算に計上され、通常のほかの事業と同様な取扱いとなってまいります。ただ、職務専念義務の免除につきましては、先ほど山田委員からお話がありましたように、組織自体をどうするかといった関係がございまして検討させていただきたいと思いますが、事業執行につきましては県に準じて行うようになろうかと思っております。

山田委員

職務専念義務の免除を使って、例えば文化の担当課が丸ごと推進会議の業務に当たってきたということで、何が矛盾かといえ、補助金を申請する推進会議と承認する県が同じ課で仕事をしているんです。厳しい見方をしたら、利害関係者です。そこが同じ部屋にい



る。職務専念義務の免除では、こういう矛盾をはらんでいるわけです。

だから、こんなやり方はきっぱり廃止しないと、県民の皆さんから疑惑を招きますよ。今後検討するということですから私の意見も踏まえて、そうでなかったらこんなこと続けていたら絶対おかしくなりますよということを指摘しておきます。

この関係で、文化立県とくしま推進基金とスポーツ王国とくしま推進基金、両基金の補助総額及び基金残高を端的に教えてください。

板東県民環境部次長

文化立県とくしま推進基金の残高でございますけれども、現在、事業執行中でございます。当初予算ベースの話になりますけれども、今年度末で約1億6,000万円が今年度の残高になろうかと考えております。

佐川県民スポーツ課長

スポーツ王国とくしま推進基金におきましては、約2億円ほどの残高になる予定になっております。

山田委員

残高が残ると、基金廃止ですよね。そうしたら、県への返納という手続が入ってきます。しかし、私がチェックできる範囲で収支報告をチェックしたら、スポーツも文化もそうですけれども、よくこれで収支報告と言えると。ホームページを見る限りですが、何をしているかよく分からない。

返納に当たっては、事業の検証を、妥当だったのかどうかも含めて検討しないと、そのまま返納にはならない。監査も含めて、県の正規の監査を待つてやるぐらいの気持ちでやっておかないと、金の使い方が分からないのだから。それも含めて、どういうふうを考えているのかお答えください。

板東県民環境部次長

文化立県とくしま推進基金の事業執行等についてでございます。事務につきましては、県の会計規則に準じる形で適切にやっているものと考えております。監査等のお話もありましたけれども、推進会議におきましても監事を指定しておりまして、担当が監事の方に必要書類を全部、御覧いただく中で説明するといった形で監査を受けております。そしてまた総会におきましても、説明させていただいております。

今年度につきましても、可能な限り我々としても真摯に対応してまいりたいと考えておりまして、その後、精算という形になろうかと思っております。

佐川県民スポーツ課長

スポーツ王国とくしま推進会議におきましても、毎年2名の監事による会計検査を行っているところでございます。監査結果につきましては、推進会議において予算・決算の説明とともに、委員の承認を得ているところでございます。今年度の決算につきましても、同様な手続を取りまして決算の確定をしていこうと考えております。

## 山田委員

町内会の決算と違うんです、公金が入った決算なんです。皆さんも見てもらったら分かるように、本当に考えられないような、県の公金が入っているのにこれで収支報告と言えるのだろうかと思います。その辺を含めて、この問題については引き続き関心を持って見ていきたいと思っています。

この基金の問題で、もう一つ聞いておきたいのですけれども、長期的視点に立って行く、そして基金の形をとるといのように発言されましたね。ずっと言っています、今日も先ほどの議論がありました。知事が一般質問の答弁で、地域医療介護総合確保基金を例示をしましたが、性質が違うのではないかと私は思います。なぜ文化・スポーツだけ、新たな基金創設が必要なのか。

知事も認めましたが、国では平成14年の骨太方針に、きちんと基金については厳正に見直すべきだということを言っています。補助金要綱についても、もっと性質をきちんとした上でということ言われています。つまり全体として、国も地方自治体も基金を抑制的なんですね。そうしたら、どうしてこれが毎年の政策的経費でいけないのか。先ほど、レガシーとか何とかいろいろ言われましたけれども別にこれは、毎年の政策的経費にしても何ら問題がないのではないですか。わざわざ基金を据える必要が、どこにあるのか。国の動向、また基金の性格から見て、条例基金でなく、基金をなくすという方向へいくのが当然ではないかと私は思います。毎年の政策的経費で、今言われた目的等々も十分達成できる。達成できないというのだったら、その理由を明確にお示してください。

## 板東県民環境部次長

基金の設置目的に係る御質問でございます。基金につきましては、先ほど樫本委員からの御質問にお答えさせていただいたように、数年先を見据えた事業展開を図る財源をあらかじめ確保する中で、それぞれの年度に応じて流動的に対応できるといったメリットがございます。それと条例において、基金をあらかじめ数年分の規模をお示しするといったことで、県議会の皆様をはじめ県民の方々にも、県の方向性をお示しする中で御理解、御協力いただくといった部分、意味合いもあるかと思っております。

それで、山田委員から御指摘の、単年度で事業費を充当してやればいいではないかといった部分でございます。確かに、県の予算で毎年度計上してやればいいという通常の事業のやり方もございます。ただ、我々としたしましては先ほど申しましたように、非常に重要な国際スポーツ大会が2021年まで控えておるところでございます。この事業展開に当たりましては、文化・スポーツともに多くの団体の方に御協力いただくといったことで、団体の方々にも数年先を見据える形での事業展開を図っていただくといったものがございます。

それと同時に、ある意味、予算には限りがございます。今年採択されなくても来年工夫を凝らす、あるいは複数年で事業を展開したいといったような内容もございます。そういったものに対応できるようにするためには、事業を基金として展開する意味というのはあると思います。

それと、事務的な話になりますけれども、外部の基金という形で財源を確保させていた

だいております関係で、ある程度、次年度の事業展開が春の早い段階から着手できる。例えば例年ですと、12月ぐらいから募集をさせていただいて翌年度の事業の採択にスムーズに移っていただくといったことから、基金という財源の担保というものは必要でないかと考えておるところでございます。

そういう意味合いで、今回条例による基金といったことで、県予算の御審議といった最大の課題も解決するという意味で、我々としてはこの案以外にないと条例化の案を今回御提案させていただいたということでございます。

#### 山田委員

今、丁寧な説明だったわけですがけれど、中身はそうでないと私は思います。これも深めたいのですが、時間の関係で先に進みます。

実は今日、一部報道で、川岸氏のハイヤー代の問題というものが指摘されております。いわゆる、川岸氏が政策参与時代及びそれ以降、一介の下請事業者だったときからもハイヤーで送り迎えをされ、そしてその費用は全て、とくしま文化振興課に請求が回っていたと。

今日の報道では、川岸氏が県の政策参与に就任する前は、本人がハイヤーを予約し費用も本人が支払っていたと。政策参与になってからは、本人が予約の電話をしてくる場合と県の職員が予約の電話をしてくる場合の二通りあった、費用は全て県が負担していた、月末締め請求書を県のとくしま文化振興課に送り同課から入金されていた、具体的な回数や金額は分からないけれどもかなり頻繁に利用してくれた。川岸代表が県の政策参与を辞め一介の下請協力業者になってからもハイヤー送迎を続けていたと。こういうような指摘をされたんですね。

私自身は、この真偽は分かりません。しかし、これが事実だったら今まで言っていたような状況と全く違う。知事は民民の関係だ、我々は被害者だという発言をずっとしてきたんです。その被害者の県が、こんな特別待遇を図っていたのか。これが事実だったらですけど、事実でなかったら事実でないときちんと争わないといけないと思います。

私は今日、個別の事業者名は言いません。だけど、市内のタクシー業者ですと書かれている。県庁中でも今これが回っているという状況から見たら、こんな事実があったのかどうかということについてお伺いします。

#### 吉成文化創造室長

すみません、今、山田委員がおっしゃられた資料を拝見しておりませんので、答弁がずれてしまうかも知れませんが、演奏会を開催するに当たりましては、様々な業務が発生すると考えております。それらの業務に対応するためには、それぞれの事業費の中からいろんな支出が行われるものだと考えております。

例えば移動に関しては、楽団員の方がバス移動される際には、楽器を手元に置いておきたいということで、楽団員の規模より、かなり大きなバスを御用意して運行するというのも通常行われております。また、これまでも御説明させていただきましたように、とくしま記念オーケストラは演奏会ごとに、楽団員の方にお集まりいただくというスタイルを取っておりますので、北は北海道から、広島県など全国各地から楽団員の方に集まってい

ただいております。そうした楽団員の方のスケジュールの都合上、全ての楽団員の方が同一の行動にならないという場合もあるようでございます。

そのために、臨機応変にバス以外の、いわゆる車を借り上げて対応していたということもお伺いしております。そうした経費につきましては当然、演奏会関係の経費の中で支出されていたと考えております。

#### 山田委員

ハイヤー代が、演奏会経費の中で支出されていたと、とくしま文化振興課に請求書を出したと、ここまで具体的に書いているんですよ。イエスかノーしかないじゃないですか。中身は別にすぐに確認できるのではないか、どうしてそのことが確認できないのですか。

#### 吉成文化創造室長

今お話ししましたように、演奏会自身はそれぞれたくさんの業務が発生いたします。バスの借上げからケータリングも含めて、いろんな業務が発生するわけでございます。また、全国各地からいらっしゃる楽団員の方向けに、バス以外の車を借り上げるといったことも演奏会経費の中では、当然そういったこともあるところでございます。そうした中で、借り上げた車の中に川岸氏が乗っていたことが、そうした車に乗ってということになったのかも分かりませんが、県といたしましては、川岸氏のタクシー代、今、ハイヤーとおっしゃったかも知れませんが、それを県で支出しているような実態はありません。

#### 山田委員

実態がないと言っても、報道ではあると言っています。業者も言っています。だからそういう面で、川岸氏が政策参与になって以降、年度ごとに行った回数、金額があるのだったら一度全部調べてください。県が支払ったのか、推進会議が支払ったのか。もし支払っていたとしたら、政策参与が利用したハイヤー代を県の担当課に請求が行き支払う、そんな規定があるのか。規定がないのなら、誰がこんなことを認めたのかという点についても、調べていただきたい。

これが事実だったとしたら、川岸氏に事業費以外にも、事業費の中でということかもしれないけれども、公金が流れていた実態がいよいよ浮き彫りになってくる。いよいよ川岸氏個人の脱税事件ではないということが明らかになる。県は、とくしま記念オーケストラに係る川岸氏の脱税事件に関して、責任がないのかという問題にもなってくるわけです。特別待遇をしているわけですから、やはりこれについてもきちんと議会のほうに、イエス、ノーを報告してもらわないといけない。そしてノーの場合だったら、きちんと申入れをするなり提訴するなり、いろんな方法があるのではないですか。これは、県民の皆さんは疑念を抱きますよ。ハイヤー代ということで、特別待遇ではないですか。

だから、ハイヤー代の支払状況、その他回答できない公金についても、吉成室長の話は、今のところまだ回答できませんということですから、調べた上で予備日に知事出席のもとで、今の疑惑についてもきちんと委員会を開くことが、疑惑解明をする県議会にとっては必要なことだと思います。冒頭と併せて、この問題についても是非とも図っていただけたらと思います。

## 吉成文化創造室長

すみません、十分に御答弁ができていなかったのかも分かりませんが、演奏会の中では様々な経費が発生するということをございます。そうしたことで、バス以外に車を借り上げるということは、楽団員さんの都合上、当然あるものだと思っています。ただ、山田委員がおっしゃいました県でということをございますが、県ではそうした川岸氏のハイヤー代を支出していることは、ございません。

## 山西委員

私も、とくしま記念オーケストラの問題についてお尋ねしたいと思います。私も本会議で一般質問をさせていただきましたので、知事の答弁を受けて、少し掘り下げていきたいと思っています。

私は、今後の音楽事業における発注方法についてお尋ねをしたいと思うのですが、その前に今回、岡本議員の代表者質問で、とくしま記念オーケストラの終演を知事は明言をされました。私個人としては、いろんな状況を勘案すれば、やむを得ないと思っておりますが、とくしま記念オーケストラの終演について知事は、今回の一連の問題とは関係ないというようなお話もあったようをございます。それについて、まず部長はどのようにお考えになっているのか、部長の認識をお尋ねしたいと思います。

## 田尾県民環境部長

先ほど、吉成室長からも御答弁を申し上げましたが、これまでクラシック音楽の演奏会を、とくしま記念オーケストラを活用してやってきました。演奏会ごとに、いろんな方の御協力を頂きながら、徳島市内であれば徳島文理大学に御協力を頂いてやったり、県内の高等学校、中学校とも一緒にやったり、県南のほうあるいは県西部のほうとか、いろんな所で演奏会をやらせていただいて、これは皆さんの御協力があったのをございます。そうして、そこへ来てくださった観客の県民の皆さんからは、その都度、高い評価も頂いて、そういうことを一つ一つ積み重ねてまいりました。

かたや第九ということで申しますと、平成24年の第1回定期演奏会でも演奏したと記憶しておりますが、平成27年からはポップ・ステップ・ジャンプで、まだジャンプの演奏会は済んでおりませんが、そういう一つの集大成、大きな区切りだということで、では次に、どういうことをどういうふうにやっていくのかと正に考えていたところです。

我々としては県民の皆様に、音楽文化が息づくまちづくりというものを御理解いただけてきたという、一つの成果は手応えとして感じているところをございます。

## 山西委員

つまり、今回の終演については、知事がそういうふうには認識を示しておられますが、この度の脱税事件の一連の問題と直接関係はないという認識でいいということですか。

## 田尾県民環境部長

そういう脱税事件という残念なことは間にありましたけれども、我々としては申しまし

たように、ちょうどそういう節目であったと、次のステップを考える節目であったというように考えております。

#### 山西委員

いろいろな考えがあると思いますが、それはそれでといたしたいと思います。

本会議でもお尋ねをいたしましたけれども、今回の事案については、6月そして9月議会で議論を重ねてきました。私なりに、いろいろな問題点を指摘させていただきました。今回の事案を教訓として、改善すべきはしっかりと改善をし、反省すべきはしっかりと反省をして、今後はどうつなげていくかが大切だと思っております、その点で質問をさせていただきたいと思います。

まずは、本会議で来年度の音楽事業については、県民を主役とした新たな取組を進めるというお答えを知事から頂きましたけれども、改めてどのような事業を検討しているのか、担当室長にお尋ねをいたしたいと思います。

#### 吉成文化創造室長

山西委員から、来年度の事業についてどのように検討してるのかというような御質問を頂きました。県におきましては、国民文化祭の開催を機に高まった機運を一過性に終わらすことがないように、文化振興に向けた取組に力を注いできたところでございます。特に、「第九」をはじめとするクラシック音楽につきましては、来年2月の「第九」アジア初演100周年に向けて積極的に取組を進めてまいりまして、これまでプロの演奏に触れる機会を創出してきたところでございます。

今後は、これまでの成果、また県議会をはじめ県民の皆様から頂いた御意見も踏まえる中で、音楽を聴く、学ぶということから、県民の皆様にも積極的に演奏をしていただくという取組を進めてまいりたいと考えております。特に、アマチュア演奏家の方々をはじめとする県内の演奏家の方の活動にスポットを当てて、発表の機会の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、本会議で知事からも御答弁させていただきましたように、新たな展開といたしましては、「邦楽・クラシック・ジャズ」歴史的にも本県に関わりが深いこの音楽を「あわ三大音楽」と位置付けておりますが、そのジャンルの垣根を超えて、それら音楽が一堂に楽しめるような演奏会の開催でございますとか、日々の暮らしにクラシックが溶け込んで、より一層身近なものに感じていただけるような工夫をした取組を進めてまいりたいと考えております。

こうした取組を進めまして、県民の皆様が活躍し、県民の皆様が主役となる事業展開を図ってまいりたいと考えております。

#### 山西委員

来年度については、これまではどちらかというとプロの演奏を県民が聞くということから、先ほど御答弁いただきましたように、能動的に県民が主役になって、特に県内のアマチュアの演奏家と一緒に事業を進めていきたいということだと思っております。

それから、これまで6月と9月の議会で、音楽事業を実施する上での改善点について議

論を進めてきましたけれども、知事は本会議で文化立県とくしま推進基金とスポーツ王国とくしま推進基金については、今年度で廃止をし、より透明性の高い条例による基金を設置するということを表明をされました。

このほかにも、私はこれが一番問題があると思いますし指摘もしてまいりましたけれども、今回の事案で明らかになったことは、県から徳島県文化振興財団に、徳島県文化振興財団から元請事業者に、そして元請事業者からアンサンブル・セシリアへと下請、孫請けとお金が出る構造でありまして、事業費が極めて分かりにくいということを指摘してまいりました。

マスコミの報道でも、事業費に対するチェック体制が不十分であったことや、委託事業者任せになっている音楽事業の在り方が厳しく批判をされてきたところでありまして、今年度、県としてどのような改善に取り組んできたのか、お尋ねをしたいと思います。

#### 吉成文化創造室長

これまでの事案を踏まえて、県として改善策にどのように取り組んできたのかということでございます。今回の脱税事案を踏まえまして県といたしましては、これまでの体制から新たな実施体制で事業を進めてきたところでございます。

具体的には、県としての自主性を発揮した上で、これまで事業者を通じて行っておりました演奏家の手配、演奏料の支払などの業務を直接、県又は徳島県文化振興財団で執行する体制に変更をさせていただきました。また東京でのリハーサルなど、東京の事業者でできない業務につきましては直接、徳島県文化振興財団から発注するという体制に変更するなど、大幅に見直しを進めてきたところでございます。また演奏料、旅費の支払に当たりましても県が実施することで、より経費の節減に向けた取組にも努めてきたところでございます。

#### 山西委員

今年度は、先ほど御答弁いただきましたように、演奏家の手配等々は県が直接執行したということでありまして、やればできるということだと思います。私は、今年度こういうやり方をやったのだから、来年度からは原則、県が直接発注すべきだと、こういうやり方をそのまま引き継いでいくべきだと考えます。

その点について、来年度の事業実施に当たっては、透明性の確保に向けてどのように取り組むのか。最後に御答弁を頂きたいと思います。

#### 吉成文化創造室長

山西委員から、来年度の音楽事業をより透明性を高めて取り組むべきでないかという御指摘を頂きました。来年度の音楽事業につきましては、今後の具体的な事業内容でございますが、予算額またスキームなど、これから検討するところでございまして、現時点では詳細は御説明できる状況にはございません。今後このようなことが二度と起こらないように事業を進めるべきだと考えておりまして、当然、委員からの御指摘を踏まえまして、より県に近いところから発注できるような形で進めてまいりたいと思っております。

引き続き、経費の削減にも様々な工夫を行いまして、今年度取り組んでまいりました内

容につきましては、しっかりと来年度に引き継いで取組を進めてまいりたいと思っております。

#### 山西委員

言わんとすることはよく分かりますが、これだけを確認させていただきたいと思えます。先ほど申しましたように、原則、県が直接発注すべきだと思えます。ただ、いろいろなことがありますから、そうはいかないときもあるかもしれませんが、少なくとも契約に当たって県が責任を持つということを明言していただきたいと思えます。

#### 吉成文化創造室長

県が責任を持ってということでございます。当然、県といたしましても十分、関わりを持って事業を展開してまいりたいと思っております。

#### 山西委員

関わりを持つということで、県が責任を持って発注するというふうに受け止めました。

特定の分野に期間を定めて重点的に取り組むということは、その事業を伸ばすという意味では必ずしも、私個人は否定するものではないと考えております。クラシック音楽についてもいろいろとありましたけれども、事業自体は問題なく執行されてきたわけございまして、これまでの取組もその意味では、その裾野を広げるという一定の効果があったのではないかと思います。

しかしながら問題は、事業者任せにしていたことが今回の事案の検証に大きな支障になった、これは事実だと思っております。理事者においては、今回の事態を踏まえて一層透明性を高め事業展開を図ること、そしてもう二度とこのようなことが起こることのないように、心してしっかりと文化行政に取り組んでいただくことを重ねて要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

#### 中山委員

ちょうど日曜日に、住友紀人氏と同じステージに立たせてもらうような貴重な機会を得まして、改めてプロの音楽家のすばらしさというのを実感したところでございます。なおかつ彼は、そういうアマチュアと一緒に音楽をしてくれるという、正に次の事業展開にふさわしい人物ではないかと思っております。

彼は御存じのとおり、世界で今クールジャパンを象徴するようなドラゴンボールや、世界中の大人、子供にかかわらず、いろんな世代に受け入れられる映画音楽を担当したり、様々な活躍をしている人であり、そこでもうけたお金を徳島県に持ってきて損をしているという活動をしているんですね。今度は、来年行われる近畿の高校の文化祭にもいろいろと助言をというオファーを受けて、低予算で、しょうがない徳島県のためにということでいろんな協力をしてきています。重ねて毎年、徳島ミュージシャンズフェスや名西高校の音楽の指導とか、正に「あわ文化」の担い手の育成とか、裾野の拡大というのを実践していただいている人物ではないかと思っております。

ほかにも探せば、徳島県ゆかりの、徳島県出身で、また徳島県で活動している人にそう



いうすばらしい方もいらっしゃるかもしれません。私は、身近に住友紀人という存在があるので、是非そういう実際に活動している人たちを、文化立県とくしま推進会議をこのまま続けていくのであれば、メンバーの1人としてキーマンとして活用すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

#### 板東県民環境部次長

今後の文化事業の在り方も含めての御質問と思います。正しく住友紀人氏に関しましては、県に多大な御尽力を賜っている方でございます。

我々といたしましては今後、音楽事業のみならず、これまで育んできました「あわ文化4大モチーフ」の阿波藍、阿波おどり、阿波人形浄瑠璃につきましても、世界に誇れるような方々がたくさんおいでます。そういった方々を念頭に、今後の事業展開でアマチュアの方々とどのような形で触れ合うかといったところで、例えば、アマチュアのオーケストラの方々がもう少しお金があればプロとコラボレーションできるのにといったような場合に、能動的にその方々がプロを呼んでくるといったような場合も想定して、事業の拡大が図れればと考えております。

文化立県とくしま推進会議のメンバーにつきましては、現在もまだ会議自体が残っておりますので、今回の事件を踏まえて委員の方々に丁寧に御説明する中で、引き続き並行して来年度の組織の在り方を検討してまいりたいと考えております。

その中で、委員の入替え、あるいは追加ができるかといったことも含めて、検討させていただければと考えております。

#### 中山委員

是非とも、実際に現場で陣頭指揮をしながら自分でやられて、しかも本当に徳島県のために、また文化芸術の担い手づくりのために頑張ってくれている人を選んでいただきたいと強く要望しておきたいと思っております。

続きまして、先日、総務委員会の県内視察でエコみらいとくしまに行ってまいりました。脱炭素社会の実現のために非常に努力をしてくれている説明に感銘を受け、よく頑張っているという評価をしたいと思っておりますが、その中で、環境に優しいものをつくるということでエコモデルルームというのが、徳島県の敷地の中に住宅会社のモデルルームが存在しておりました。

それはZEHというふうな、省エネルギー住宅を推奨するのは当然いいと思うし薦めていきたいと思うのですが、問題なのは、どうして県の建物の中に一つの企業のモデルハウスをつくるのか。何も知らない人が行って、すごくいい住宅が建っているのを見て、ここに注文したらできるんだと思いかねない。エコモデルルームを県の敷地内に建てた経緯と、どういう流れでああいうふうになったのかを説明していただきたいと思っております。

#### 河崎環境首都課長

中山委員から、エコみらいとくしまのエコモデルルームにつきまして御質問を頂きました。現在県は、脱炭素社会の実現に向けまして、温室効果ガス排出量の全体の4割を占めます民生部門の排出抑制を図るために、先ほども委員からお話のあった創エネと省エネで

年間の一次消費エネルギーの収支をゼロにする、いわゆるZEH、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスと申しますけれども、こちらの普及を図っているところでございます。

その一環といたしまして本年9月24日、エコモデルルームの設置事業プロポーザル募集要項に基づきまして公募した設置事業者の地域型ZEH設置共同体、これはいわゆる共同事業体でございますけれども、ここの共同によりエコみらいとくしまの敷地内にエコモデルルームをオープンさせたところでございます。

エコモデルルームの設置につきましては、2月県議会でも御論議を頂きまして、その後3月1日に設置事業の実施について報道機関への情報提供も行い、同日から同月14日まで募集要項等を公表配布しプロポーザル参加表明を受け付け、また同月8日から24日までの間には企画提案書の受付を行い、翌月4月26日には選定委員会を開催して設置事業者を決定したところでございます。

エコモデルルームにつきましては、ZEHのいわゆる一種、こういったものという具体例といたしまして展示をしております。その中に解説パネルも展示をしておりますけれども、このような実例を挙げまして、県民の皆様方にZEHとはどういうものかを知っていただくために設置をしたものでございます。

県有施設における広告等の掲載につきましては、県庁内の広告等もでございます。エコモデルルームの場合につきましては、プロポーザル方式で公募をした事業者に全ての費用を負担していただいているということと行政財産の使用許可を得まして、行政財産使用料を負担していただいております。

県がZEHの普及啓発に使用する施設設備として建築、設置したものでございまして、また解説マニュアル等につきましても県との共同によりまして、普及啓発の一環として表示をさせていただいているところでございます。このエコモデルルームにおけます解説パネル等に現在、企業名等が含まれておりまして、これが実際、県内特定の企業のみがZEHビルダーと認識されてしまうのではないかと御懸念を踏まえまして、今後、この解説パネル等の記載につきましては、幅広いZEHビルダーが存在するということやZEH設置とはどういったものかというようなことに特化した御説明を丁寧にしてまいりたいと考えております。

中山委員

プロポーザル方式で公募ということで、何社ぐらいあったのでしょうか。

河崎環境首都課長

プロポーザルの募集につきましては、残念ながら1社のみということでございました。

中山委員

そんな1社のみで、それでは公募で何かする意味が余りないのではないかと思います。やっぱりもっと広く知らせる必要があるのではなかったかと思います。プロポーザル方式で、その費用で全部建てたのは分かります。でも、ほかのモデルルームはどこも全部、ハウスメーカーが自分の費用で建てているわけですね。1社しかなかったというのは、周知の仕方も悪かったのかと思うのですが、いかがでしょうか。

### 河崎環境首都課長

プロポーザルの募集におきましては、先ほども申しましたけれども、県のホームページに掲載するほかに情報提供を行いまして、例えば業界誌等にも記事の掲載をしていただいているところがございます。

結果的に1社のみのお応募でございましたけれども、この1社につきましても結論といたしましては、この業者に任せていいかどうかの適否につきましても選定委員会の中での審査の結果、不適となれば除外という可能性もございますので、そういった手続でさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

### 中山委員

適正に判断したというふうなことですけど、その適否の中で私は思うのですが、例えば民事再生というのがありますよね。これは不適切かもしれないが、民事再生を受けた会社が果たして適しているのかどうなのかと思うところがあります。これは答弁は結構です。

いずれにしても、県がせっかくそういうことをするのであれば公明正大に、そんなことはないと思いますが、1社しかなかったらここだけを肩入れしているような誤解を与えることがあるような気がするんです。

全然、建物や家に興味がない人でも、環境に興味があってエコみらいへ行ったときに、ハウスメーカーの知識もなくこの看板があったら、ここがやっているんだ、県の敷地の中にあるのだから県も多分推奨しているのだろうみたいなことを思うかもしれないわけですよ。だからこれは、ネーミングライツとは全く違うと思うんです。しっかりと誤解のないように、例えばエコパートナー協定とかを結んでいるいろんな企業もあるわけでしょう。そういうふうなことで、ある企業の名前だけでなく、この建物はこういう会社が手掛けることができますということも、やっぱりもっと広く表示をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

### 河崎環境首都課長

委員からの御提案を踏まえまして、今後のエコモデルルームでの解説パネル等の展示につきましても、幅広いZEHビルダーが存在しておりまして、またそういったZEHビルダーの方々の御助力でZEHの推進がなされているということも併せた紹介パネルを新たに設けまして、そういったことも含めた総合的な展示に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 中山委員

時間の関係で、もうこの辺で終わりますけども、やっぱり有事のときには建設業の人たちというのは大事だし、少ないパイの取り合いをしているわけですよ。その中で下手に誤解を与えるようなことは、やっぱりすべきではない。とくしま記念オーケストラのことで、もめているのに、変な誤解を与えるようなことはしないほうが良いかと思います。是非、そういうパネルを早急に整備して、頑張っている企業、ハウスメーカーがいっぱいあ

りますので、そういう人たちも公平に応援していただくようお願いしたいと思います。これはくれぐれもお願いします。

最後にもう1点、樫本委員のようなアクティブシニアを育てるではないですけども、やっぱり生涯現役でいるためには、スポーツレガシーの創出というのは非常に大事になってくると思います。徳島県スポーツ推進計画の中で、全ての県民がその自発性のもとに各々関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、またスポーツを支える活動に参画できる機会というのを創出するのが非常に大事になってくるのではないかと思います。

その中で、総合型地域スポーツクラブを推奨していると思うのですが、県下35か所ぐらいあるのか、結構なクラブがあると思います。これは、スポーツ振興くじt o t oで運営をしている所も多くあると思うんですけども、それが切れるということでなかなか存続ができかねない、しかねるというふうな声も聞こえてきています。徳島県スポーツ推進計画の中には、総合型地域スポーツクラブの育成とか加入促進、メンバーを増やすために支援をするというふうなことも書いてありますので、今後そういった総合型地域スポーツクラブに対して、県はどのような支援をする取組をされますか。

#### 佐川県民スポーツ課長

総合型地域スポーツクラブの支援についてでございます。先ほど、委員から御指摘のとおり、設立支援のためのt o t oの助成金の終了後、財源不足によりまして教室やイベントの縮小や終了せざるを得なくなって、そういった組織体制や財政基盤のぜい弱さなどの課題が総合型地域スポーツクラブにはございます。

県としましては、今まで総合型地域スポーツクラブ自立支援のために、広域スポーツセンターを設置しまして、総合型地域スポーツクラブの運営に関するアドバイスを実施しておりますが、やはり自己財源の確保に向けては、各市町村との連携が不可欠になっております。

このため、スポーツ施設の指定管理の受託ですとか、例えば市町村から委託事業の受託を受けますなど、総合型地域スポーツクラブの自主運営能力を高める事例につきまして情報発信しますとともに、市町村担当課長会議においても、総合型地域スポーツクラブの活用について依頼を行っているところでございます。

今後、健康寿命の延伸など、地域課題解決に向けた事業を総合型地域スポーツクラブと一体となって実施することによって、従前はこの総合型地域スポーツクラブで独自で行っていた事業を、県や徳島県スポーツ振興財団からの助成事業として実施できるようにするなど、クラブの運営について側面から支える支援策を充実していきたいと考えております。

今後とも、これまで以上に各総合型地域スポーツクラブの経営実態を十分把握しまして、自立支援に向けてしっかりと応援をしていきたいと考えております。

#### 中山委員

是非とも、もっと分かりやすく支援体制というのを懇切丁寧に説明していただいて、やはり、その助成が容易に受けられるようなことも考えていただきたいと思います。

小松島市にも、みなと小松島スポーツクラブというのがありまして、例えば85歳とかの人たちが卓球を週に2回ぐらい行って、すごく楽しんでおります。その月会費が確か500円と安いんですね。すごく安く行けるし、体が動かなくても、卓球に行くのと来てるのですけどもサロンの的になっているわけです。行っている人たちと、それこそアクティブに話ができ、それを見たりすることによって自分も頑張ろうというふうな意欲が湧いてくるそうです。ですから平均寿命が長くなっても、やっぱり健康寿命の延伸というのは一番大事なことであって、幾ら90歳まで生きても、なかなか外へ自分の力で歩くこともできなくなったら余り意味がないのかなと思います。健康寿命を伸ばして元気に生き生きと、生涯現役でアクティブシニアを目指して頑張りたいです。

特に徳島県というのは、高齢化率が全国平均よりも高い位置で推移して、ますます高齢者の割合というのが増えてくる中で、そういう元気な高齢者を増やすためにも、その総合型地域スポーツクラブというのは非常に有意義だと思うので、その火が消えないように、またこれは指導者の育成とかにも役立ってくると思います。ひいては、競技力向上にもつながってくるかと思えます。国体の順位も今日は言いませんけれどもずっと低迷しておりますので、そういうことを底上げするためにも、総合型地域スポーツクラブの充実を是非とも支援して図っていただきたいと思います。強く要望して終わります。

井川委員長

ここで、もう2時間たちましたので、10分間の休憩をさせていただきたいと思います。（15時15分）

井川委員長

それでは、再開いたします。（15時26分）  
質疑をどうぞ。

庄野委員

今日お配りいただいた資料3の保育所等入所待機児童数について、お伺いしたいと思います。

下の参考の、平成24年からの待機児童数の推移を見てみたら、大体200人ぐらいでずっと推移しています。市町村別に集計されているので、県としてどれだけ答えられるかわからないのですが、出生数は減少傾向にあり、徳島市だったら認定こども園とか子供を預かる新しい施設をかなりつくられておりますので、よっぽど減っていくように思うのですが、増えたりもしている。これはどういうふうな状況でそうなっているのか。産まれる数が減っていったと思うけれども、例えば、保育所の預かることができる人数が減っているのか、また保育士が足りないという場面があって子供が収容できないのか。

また、待機児童数については、県も各市町村も一生懸命、何年も対策を強化してきていると思うけれども、まだやっぱりこういうふうな状況が続いているというのは、どういうことなのでしょう。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま庄野委員から、待機児童が増えている一方で、少子化で出生数が減っているのになぜこういった形で待機児童が減らないのかというようなお話なのかと思います。

待機児童が多くなっている要因としては、やはり核家族化が進行したり、あるいは女性の社会進出が増大するといった形で、社会構造の変化によりまして保育のニーズというのが年々増加しているというのが一番大きな話なのかと思います。

先ほど出生数ということで御質問がございましたが、平成25年以降で申し上げますと、県全体で平成25年の出生数が5,666人、平成26年が5,502人、平成27年が若干増えまして5,588人、一方、平成28年は若干減りまして5,346人ということで、大きな傾向としては減少傾向で、出生数は減っているという傾向に間違いはないのかと思います。

ではなぜということになるのですが、先ほど保育ニーズが増大しているというお話をさせていただきましたが、こちらのほうは5年間の数字ではないのですけれども10月1日現在ということで申し上げますと、平成28年の利用者数が16,383人、平成27年が15,816人となっております。

それで、今年の平成29年10月の段階での利用者数、実際に保育所に預けている数になるのですけれども16,526人と、前年に比べて143人増えているということで、先ほども申しましたとおり利用者がどんどん増えて、施設のほうも増やしているのだけれども、なかなか利用の伸びに受皿の確保が追いついていないというような大きな方向にはあるのかというふうに考えております。

#### 庄野委員

利用者数については、ここ3年間で見たら15,816人、16,383人、16,526人だから、受入れの人数は増えているけれども待機児童は変わらないということなので、それだけニーズが高まってきているということだと理解しますけれども、これは各市町村別で多分いろんな要素があるのだろうという気はしています。

これは、人口が増えてきているような場所、例えば藍住町、北島町、松茂町、あと市部の徳島市から待機児童が出ているということで、本来だったらもう少し施設のほうにも入所ができるのに、保育士が不足しているから受け入れできなかったという所は、どのぐらいあるのですか。

#### 中川次世代育成・青少年課長

全市町村について、どういう状況かというのは全て把握しているわけではございませんが、今回お示しした資料の中で、大きく増減しているような所に個別に市町村に聞き取り調査をいたしましたところ、今、庄野委員がおっしゃったように保育士が不足しているために定員枠まで受け入れられないで待機児童が増えているという所が、鳴門市の19人と、北島町についても保育士不足で定員まで受け入れができなかったのも、多くの待機児童が発生している状況でございます。

#### 庄野委員

県内も本当に、求人というか仕事を募集してもなかなか来てくれないという、これは保育所だけでなくいろんな事業所でも不足しているので、子供を預けられれば働ける、働き

たいという方の希望をかなえてあげることが行政の重要な役割だと。今、日本国中でそのようなことが言われていると思うので、県として、例えば市町村と待機児童を少なくするためにどんなことができるのですか。

#### 中川次世代育成・青少年課長

ただいま、待機児童解消に向けてどのように取り組んでいけるのかというようなお話でございませう。その待機児童の発生する大きな要因としては、先ほどもお話をしていますけれども、まずは受皿を確保していくというのが大変重要な話になってまいります。

そしてもう一方では、受皿はできたけれども、そこで保育士が集まらないので定員まで受け入れられないということもありますので、そういった形での保育人材の確保という、この二つが大きな柱になってこようかと思ひます。

その受皿整備につきましては、基本的に市町村が整備していくこととございませうので、そのあたりにつきましては国のいろいろな支援を受けながら整備をしていただくということで、県としてはその市町村が適切にその整備が進んでいるかどうかにつきまして、市町村の支援事業計画をまとめるような形で県としても、徳島県子ども・子育て支援事業支援計画を5年計画ですけれども今、中間年ということで見直しをしているところでございませう。そういった見直しも踏まえつつ、適切に進捗が図られるように市町村と連携しながら、受皿の確保に取り組んでいくということが一つあろうかと思ひます。

受皿確保という意味で申し上げますと、現在、国のほうで企業主導型保育事業と申しまして、基本的には企業が自分の所の従業員向けに保育所を整備するという事業ですけれども、これが最近、国のほうで支援制度が厚くなりまして認可保育所並みの支援が受けられるということで、県下においてもそういう整備が進んでおります。要は、保育所の受入人数の一部を認可保育所だけに頼らずに、そういう企業主導型保育事業でも受皿を確保していこうというようなところも国全体としてございませうので、そういった情報提供を市町村に行うことによりまして、市町村がその利用調整を行うに当たっての受皿の少しでも上乘せにつながるような形で支援していくというようなこと、これが受皿整備についての一つの大きな方向性かと思ひます。

保育人材の確保につきましては、我々としてはできるだけ保育士の資格を持っている人については現場で働いていただくということで、実際、今働いていない潜在保育士の方に向けて、いろいろと働いていただけるような講座的なものとかを開催するなどしながら、できるだけ現場に出て行ってもらおうというような点。それから、そもそも新しく保育士になっていただくために、保育士の学校へ行くための学資というか、お金の貸付けをいたします制度等もございませう。これにつきましては、県内の保育所で勤務をしていただく返還免除になるというような制度もございませう。そういった形で、まず保育士になっていただくというような話の一つ。

それと、保育士になっていただいてもなかなか厳しい職場で続かないというところも一部にございませうので、できるだけ定着していただくために処遇改善ということで、できるだけお給料も上げてくださると、これは国のスキームになってくるのですけれども、そういった処遇改善について適切に保育所で実施がされるように、我々としても事業所と連携しながら保育士の処遇改善が図られるように取り組んでおります。さらには、国に対して

も政策提言という形で、更なる保育士の処遇を改善することによって保育士の確保につなげていこうと取り組んでいるところでございます。

そういった受皿の整備と保育人材の確保という2方向につきまして、県としても取組を進めているところでございます。

庄野委員

よく分かりました、丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。この企業内保育所という、今も多分県内でも企業で保育されている所もあると思うのですが、この数は、それも全部カウントしての待機児童なのですか。企業内保育所というのを今言われたでしょう、認可保育所だけでなく企業でも子供を預かってもらうために、これからもどんどんやっていくということですが、今も企業で子供を預かっている所はあると思うのですが、これはそういう部分も含んだ数字なのですか。

中川次世代育成・青少年課長

そういう企業主導型保育事業の関係に入っている人が、待機児童に含まれるかどうかという御質問だと思います……（「ではない」と言う者あり）そうしたら、別の角度から御説明させていただきます。そもそも待機児童というのは、保育所に入りたいという利用の申込みをした人で入れなかった人で、その中でも一定の条件の下でカウントして、例えば個人の都合でこの保育所は嫌だからこちらがいいですというような人で待ってるという場合は待機児童にまわるとか、要はそういうことで利用申込者と入れている人の差から更にその諸事情を勘案してカウントしているので、事業所内の保育施設に入れて認可保育所には申込みをしていないというような方であれば、この待機児童という概念には全く入ってこない人になると思います。

ですから、保育所に入りたい、認可保育所に入りたいと手を挙げた人の中から、待機児童にまわるかまわらないか、保育所に入所できるかできないかということになってこようかと思しますので、事業所内保育所で預かっていたら保育所には申し込んでいませんというような方は、この待機児童の数には入っていません。

庄野委員

利用者数16,382人に、入っているのかどうか。

中川次世代育成・青少年課長

失礼いたしました。それにつきましては、そういう方は含まれてないということになります。

庄野委員

話を聞いて大分、分かりました。とにかく入所するということは、また働けるということですので、そういう希望をかなえてあげるといことは今の国の大きな事業だと思いますので、市町村と担当者が十分に話を密にして、少しでも待機児童が減っていくような状況を、保育士の確保や処遇改善も含めてトータルで待機児童が解消できるような方策



を、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、水素について聞きたいと思ひます。水素の車がいろいろなメーカーから売り出されているのですけれども、やっぱり水素を充填する所の整備がどのくらいできるのかが大きな意味を持つのだらうと思ひます。

十か年計画くらいでいろいろされていると思うのですけれども、一つは県庁前に新しく水素ステーションをつくられました。その水素ステーションで、太陽光発電の電力で水素がつけられて、今、県庁内に水素で動く車が五、六台くらいあると思うのですけれども、大体賄ひができていますのか。

それから、県内の方が水素の自動車を買った場合に、まあまあ入れれるというふうになるのは、どのくらいかかるのですか。

#### 岡島自然エネルギー推進室長

ただいま、水素ステーションでの御質問かと思ひます。

まず今、県庁前に設置してございます、いわゆるSHSという自然エネルギー由来の水素ステーションでございます。こちらについては、一日大体1.5キログラムの生産能力がございまして、トータルで19キログラムくらいを確保できる容量になってございます。車は1台、大体5キログラムが満杯で入りますので、今、県庁の公用車の使用という形で企業局の分も含めて6台保持しておりますけれども、十分現状のSHSの対応で賄ひしているという状況でございます。

それともう1点、県内の方も大体二十二、三台保持されていると存じ上げていますけれども、その場合は、県庁から東のほうにもあります移動式の水素ステーションでもって充填をしていただいているところとございまして、開所当初に比べて段々右肩上がりに使用頻度も上がってきているということとございまして、これは、予約制とお聞きしてございませぬので、予約に併せた形で水素充填をやらせていただきますので、現在のところは順調にといひますか充填がされているのではないかとと思ひます。

ただ、いろいろ御使用される方の御希望で、営業時間が例えば県庁東ですと確か10時から14時くらいまでだったと思ひますけれども、もう少し遅い時間帯でというような御要望はお聞きしたりしてございませぬ。御要望については、移動式水素ステーションを運用している事業者のほうに当方からもお伝えし、御検討いただいているところとございませぬ。

#### 庄野委員

国の大きな方針というか、全国にいろいろな水素ステーションを順次つくっていくという大きな計画もあるというふうに聞いていますので、お金も要ることと雖も、できるだけ早い機会に整備されたら、もっと水素で動く車の導入が進むのだらうというふうに思ひます。今だったら、電気を充電する所は県内でもかなり見受けられます。そういうふうな状況に将来はなっていくのだらうと思ひますけれども、順調にいくように願ひしています。

#### 井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

理事者のほうからは、何か発言はございませんか。

#### 板東県民環境部次長

最初に大団円といったところについて、補足説明をさせていただきたいと思っております。大団円につきまして、知事がこの前の答弁で御説明させていただきました。その思いというのは、とくしま記念オーケストラの終演に向けまして3年間取り組んでまいりました大規模な第九演奏会について、県内外で3,000名を超える合唱参加者並びに関係する方々の取組に敬意を表する意味をもって、大団円という形の表現を使わせていただいたものと考えております。

それと、先ほど山田委員から、ハイヤーの使用状況の話がございました。先ほどの休憩時間に確認をさせていただきましたけれども、県として、ハイヤーの支出ということは確認できませんでしたので、支出はないものと考えております。

#### 井川委員長

先ほど山田委員から、委員会予備日に県民環境部関係の委員会を開会し、委員会への知事の出席を要請したい旨の申出がありました。本件はいかがいたしましょうか。

#### 山田委員

今、板東次長から話がありました。私は、大団円について今のような説明というより、とくしま記念オーケストラそのものの疑惑に猛省を促すということで、委員長のほうからああいう特別な異例の申入れという格好でやってるという状況から見て、また、疑惑の解明の点についてもまだまだ残っているし、先ほどハイヤー代について事業費だと言いました。先ほど山西委員から、この事業のスキームは徳島県文化振興財団、株式会社A、そしてアンサンブル・セシリアと、こういうことでしょうか。事業費だったら徳島県文化振興財団に請求書がいきます、とくしま文化振興課にはいきませんという疑問は当然で、これで答えたように言いますけれども、まだまだいろんな疑問は残っている。もちろん調べてみないと、これ自体が違うのかも分からない。しかし、これだけの疑念が出ているわけです。

だから、とくしま文化振興課に出ているというように指摘があるけれど、またハイヤー代のタクシー会社も指摘しているけれども、それだったらきちんとその回数も含めて委員会のほうに疑惑を解明するためには、予備日を使ってやっぱり知事呼んで、その辺をきちんとするということが再調査の上からも、大団円発言の上からも、やはり議会への挑戦だというふうに私は思います。

是非ともこの決議、予備日に知事の招へいについては、諮っていただき賛成していただきたいと思います。

#### 板東県民環境部次長

先ほど説明不足の部分がございましたので、補足させていただきます。ハイヤー代の請

求書等につきましては、とくしま文化振興課には来ておりませんので補足させていただきます。

樫本委員

これは、はっきりと、ないとおっしゃっているのだから、知事を招へいして当委員会の予備日を使ってやっていく必要はないと思います。

井川委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

委員会予備日に県民環境部関係の委員会を開会し、徳島県議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、知事の委員会への出席を求めることに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

また、山田委員から、本会議における知事の発言について、当委員会として申入れをしてはどうかとの提案がありました。

本件については、いかがいたしましょうか。

（「したらわ」と言う者あり）

（「今も言ったよね」と言う者あり）

それでは、これも採決をいたします。

お諮りいたします。

本件について、申入れをすることに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、申入れをしないことに決定いたしました。

お諮りいたします。

先ほど、審査いたしました県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第12号、議案第13号

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（15時53分）